

堺市監査委員公表第 42 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定に基づき出資団体監査を
執行したので、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 3 年 12 月 22 日

堺市監査委員	三	宅	達	也
同	田	渕	和	夫
同	藤	坂	正	則
同	播	磨	政	明

監査結果報告

第1 監査の種類

出資団体監査

第2 監査の対象

株式会社さかい新事業創造センター

第3 監査の対象期間

令和2年度（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

ただし、必要に応じて他年度を含む。

第4 監査の実施期間

令和3年8月2日～令和3年12月22日

第5 団体の概要

1 設立年月日

平成14年5月29日

2 設立目的

新事業の創出促進等による地域産業の活性化を図るため、事業を営むことを目的とする。

3 資本金

17億400万円（本市出資額8億5,400万円、資本金に占める割合50.1%）

4 所管部局

産業振興局 商工労働部 ものづくり支援課

5 役員及び職員数（令和3年3月31日現在）

代表取締役社長 1人

代表取締役専務 1人

取締役 7人

監査役 3人

職員 7人 うち常勤従業員4人（堺市からの派遣2人含む。）、契約社員2人、短期臨時職員1人

6 事業状況

令和2年度における株式会社さかい新事業創造センター(以下「センター」という。)の主な事業は、次のとおりである。

(1) 賃貸事業

企業の様々な事業活動や成長段階に対応する多様な事業スペース(シェアードオフィス・10席、創業準備デスク・8区画、オフィス15~50㎡・48区画、ラボ30~80㎡・12区画)に加え、会議室や商談室、駐車場、セキュリティシステムなど操業環境を提供した。令和2年度の平均入居率は85.5%であった。

(2) 受託事業

「さかいスタートアップアクセラレーション業務」を堺市(以下「市」という。)から受託し、入居企業の成長発展のため、インキュベーション・マネージャーによる経営全般のきめ細やかなサポートを実施した。

令和2年度は、合計15社(者)が卒業した。

その他、新規の事業者を発掘・育成する「起業家育成キャンパス」、30歳未満の若者の企業意識を醸成する「U30さかい企業ラボ」やITスキルの向上とwebサービス構築を目的とした「プログラミング講座」を実施した。

7 財政状態及び経営成績

センターの令和2年度の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書は、別紙参考資料のとおりである。

第6 堺市との関係

堺市(以下「市」という。)は、資本金のうち8億5,400万円(出資比率50.1%)を出資している。

市が令和2年度にセンターに委託している業務は、さかいスタートアップアクセラレーション業務(委託料7,689万429円)、堺スタイル・ビジネス・コンテスト企画及び実証事業実施業務(委託料522万2,853円)である。

なお、市からの派遣職員は2人(令和3年3月31日現在)である。

第7 監査の項目及び結果

センターにおいて事務事業が設立目的(出資目的)に沿って執行されているか、財務諸表等は基礎となる会計帳簿に基づいて適正に作成されているかなどに留意し、出納その他の事務について監査を実施した。

監査の項目及び結果は、以下のとおりである。

1 規程等について

定款及び経理規程等の諸規程は整備されているかについて、関係書類を調

査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

2 経理について

会計経理は適切になされ、財務諸表等は法令等に準拠し、財政状態及び収支状況を適正に表示しているか、会計帳簿の整備及び記帳は適切か、また、証拠書類の整備及び保存は適切になされているかについて、関係書類を調査した結果、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

- (1) センターは、経理規程に基づき、有価証券台帳を作成しているが、令和2年度に購入した満期保有目的債券について、銘柄を記載しておらず、期中増減額の記載にも誤りがあった。

3 財産管理について

資金の運用は適切に行われているか、また、財産管理は適切に行われているかについて、関係書類を調査した結果、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

- (1) 令和3年8月30日に実施した実地調査において、固定資産の管理状況を確認したところ、令和元年10月に廃棄した共有サーバ1台が、固定資産台帳及び貸借対照表の固定資産に計上されたままになっていた。

4 事業運営について

出資者としての権利行使は適切に行われているか、出資団体の財政状態及び収支状況を把握し、適切な指導監督を行っているか、設立目的に沿った事業運営が適切に行われているか、また、委託契約に基づく義務の履行は適切に行われているかについて、関係書類を調査した結果、以下のとおり意見を付す。

[正確な事業報告について（意見）]

センターの第19期（令和2年度）事業報告において、対処すべき課題の一つとして「入居企業が成長し、業績を伸ばすとともに、雇用を創出し、当施設の卒業後も持続的な発展を維持し、地域経済の発展に寄与する企業を多数輩出することが当社の使命であります。そのためには、入居・成長・輩出の安定したサイクルが求められています。」と記載されている。

一方、事業報告に、施設開設以来の入居企業の事業継続状況別の累計を記載しているが、異なった年度の卒業時の状況を、一括りに記載したものであり、「事業継続者」の内訳でみると、現時点では、現況調査による確認が10年以上できていない企業や、宛先不明又は廃業した企業なども少

なからず含まれており、現状を反映しているものとは言えなかった。

現時点における企業の事業継続の状況は、センターの設立趣旨に関わる重要な指標であることから、出資者である市への事業報告は、より客観的かつ正確な記載にされたい。また、センターが行っている各事業の詳細な内容や事業別の決算額などがより明確になるよう記載内容を充実されたい。

さらに、現在、センターのホームページは、決算報告として、貸借対照表及び損益計算書のみを掲載しており、事業報告の掲載を行っていないが、市民への情報開示及び説明責任の観点から、ホームページに掲載するよう検討されたい。